

令和6年3月27日
西日本高速道路株式会社

沖縄自動車道特別割引の延長について

NEXCO西日本(大阪市北区 代表取締役社長:前川 秀和)は、沖縄自動車道特別割引をETC車に限り延長することについて、道路整備特別措置法第3条に基づき、令和6年3月27日に国土交通大臣の事業許可を受けましたのでお知らせします。

<令和6年3月27日に受けた事業許可の内容>

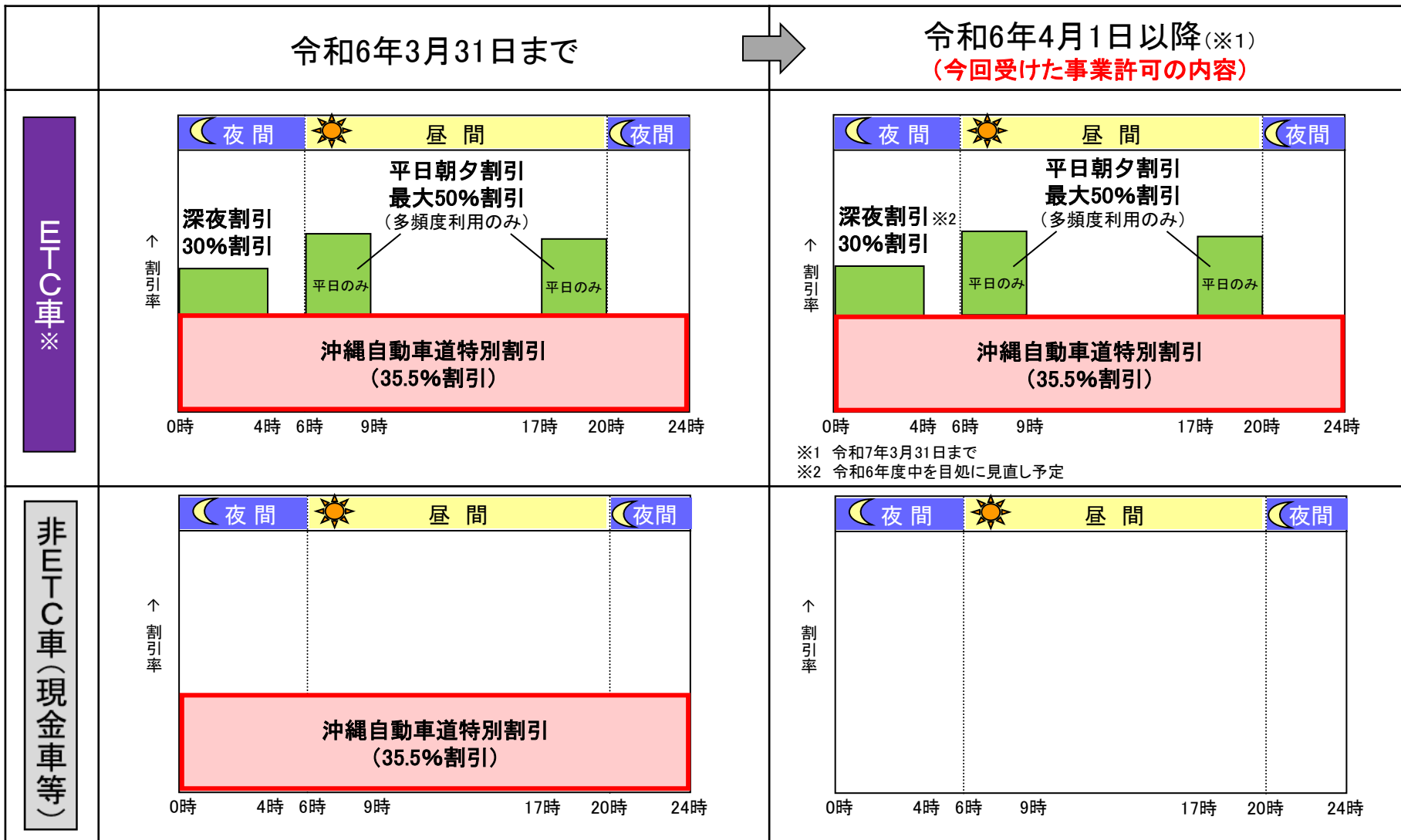
- ・E58沖縄自動車道で現在実施中の全線35.5%割引の特別割引について、ETC車に限り令和7年3月31日まで延長します。なお、令和6年4月1日以降については、非ETC車(現金車等)には割引を適用いたしません。詳細については別紙をご覧ください。

以上

沖縄自動車道の割引について

別紙

- 沖縄自動車道特別割引(35.5%割引)について、ETC車に限り令和7年3月31日まで延長します。
- 令和6年4月1日以降、非ETC車(現金車等)には割引が適用されません。



※ ETC車については割引後料金に、「マイルージ割引」または「大口多頻度割引」が重複して適用となる(適用にあたっては事前登録が必要)。